

ガス石油機器PLセンター

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-12 北大手町スクエア3階
TEL 03-6811-7350 / FAX 03-6811-7351

【1】相談受付の概要

(1) 受付件数

受付件数は7件。

(2) 特 徴

- ◇ 事故クレームは0件。
- ◇ 品質クレームは0件。
- ◇ 一般相談は7件。

・使用約8年のSiセンサー付きガスコンロで鳥ささみを茹でていたら焦げ付いた。今までは焦げ付く前に消火していたが、今回は火が消えなかった。温度センサーは、どんな時に正しく働かないのかとの相談。

鍋底に凹凸があったり、サビや汚れ、異物が付着していたり、鍋と材料の重量が250g未満等温度センサーの上面と鍋底が密着していない場合は、鍋底の温度を正しく検知できない。また、焦げ付き消火機能は、鍋の材質や調理法により焦げ付きの程度が変わるので、使用中は機器から絶対に離れないよう説明し、温度センサーが正常に作動していないようであれば、メーカーの点検を受けていただくようお願いした。

・3年前に自宅のガス給湯器を交換。しばらく経った頃、給水配管に穴(ピンホール)が数か所開いたため、メーカーに見てもらったところ、使用している井戸水が原因で配管が穴だらけになっていると指摘され、井戸水対応の給湯器に買い換えるよう言われた。自分は井戸水対応のガス給湯器があることも知らなかった。販売店から「この地域では同じように井戸水を使用している家が多いが、今まで一度も同様のトラブルはなかった」と言われたため、疑問を感じている。当該品は欠陥品ではないのかとの相談。

取扱説明書と工事仕様書に「破損の原因となるため井戸水を使用しないこと」と明記されており、機器の欠陥ではなく井戸水が原因だと思われる。井戸水の水質は場所により差異があるため同じ地域でもトラブルが発生しなかったのかもかもしれないが、井戸水使用と知りながら工事仕様書を確認せず設置した販売店にも問題があると思われる。今後、井戸水を使い続けるのであれば、必ず井戸水対応のガス給湯器に交換し使用していただくよう説明。

・約10年前に近所の業者から石油給湯機を設置してもらった。数日前に突然、メーカーから往復ハガキが届き、点検期間内に有料点検を受けていただきたいので法定点検依頼書に希望日時を書いて送り返すようにと書いてある。なぜメーカーが自分の住所や所有している機器のことを知っているのか怖くなった。ハガキに法定点検と書いてあるが、ガス会社からくる定期点検のお知らせとは違うのかとの相談。

ハガキには消費生活用製品安全法に基づく法定点検の通知だと明記してある。ガス事業法で決められているガス設備定期保安点検との違いや長期使用製品安全点検制度について説明。ユーザー登録は、所有者本人でなくても代理人ができるので、おそらく設置業者が登録したのではないだろうか。まずは、設置業者に相談するよう助言し、事故を未然に防ぐために点検を受けていただくようお願いした。

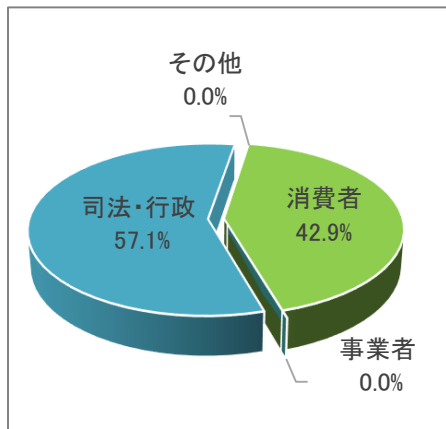
【2】受付実績合計

(1) 2022年10月度

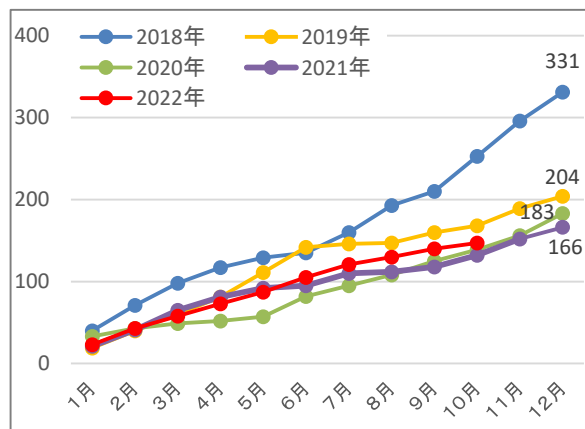
相談者/内容	事故クレーム	品質クレーム	一般相談	計 (前年実績)	累計 (前年累計)
消費者	0	0	3	3 (8)	86 (70)
事業者	0	0	0	0 (4)	35 (32)
司法・行政	0	0	4	4 (2)	26 (30)
その他	0	0	0	0 (0)	0 (0)
計 (前年実績)	0 (0)	0 (0)	7 (14)	7 (14)	147 (132)
累計 (前年累計)	0 (2)	2 (2)	145 (128)	147 (132)	

※累計は1-10月

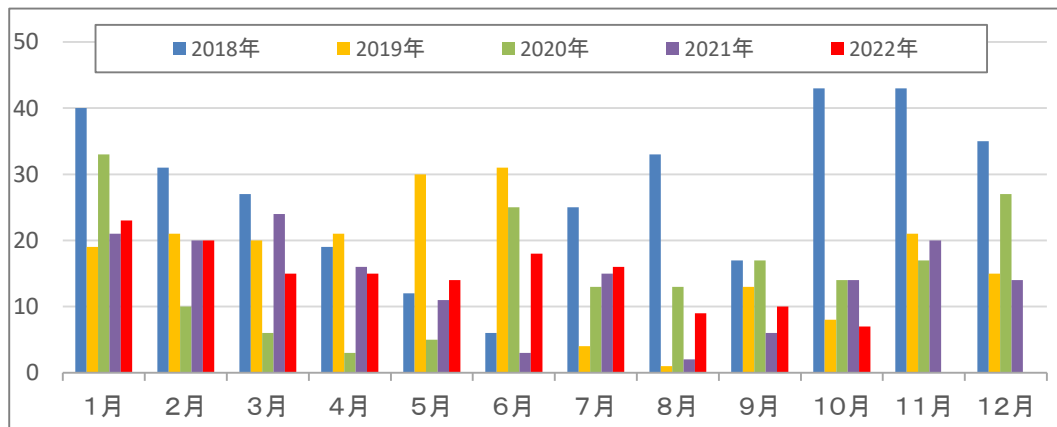
(2) 相談者別構成比



(3) 受付累計件数推移



(4) 月別受付件数推移



【3】主な関係行事

理事会：10月14日に第45回 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会理事会を JRゲートタワーカンファレンス会議室(名古屋市)で開催しました。

【4】事故クレーム

今月は0件。

【5】未解決の案件処理状況(インフォメーションで掲載した事故案件)

10月度の未解決案件処理件数は0件。

以上